

大学院学則第27条第1項ただし書による在学期間の短縮を
適用する場合の取り扱い

(平成10年2月26日制定)

1. 小樽商科大学大学院学則第27条第1項ただし書きによる在学期間の短縮の適用に関しては、この取り扱いによるものとする。
2. 「優れた業績を上げた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 入学前の既修得単位等の認定により、履修する単位が22単位以下の場合で、かつ、現在の研究の成果が優れている者
 - (2) 修士の学位を既に有しており、かつ、現在の研究の成果が優れている者
 - (3) 専攻分野と関連する学部での成績が全て優以上又はそれに準じる成績であり、かつ、現在の研究の成果が優れている者
3. 在学期間の短縮の適用を受けようとする学生は、短期修了願(様式1)を指導教員の承認を得て、前期修了予定者にあつては6月末日まで、後期修了予定者にあつては12月末日までに研究科長に提出しなければならない。
4. 研究科長は、教務委員会の議を経て、在学期間短縮の適用の可否について認定する。

附 則

この取扱いは、平成10年2月26日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成11年7月28日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取り扱い、平成21年5月26日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

短期修了願

小樽商科大学大学院商学研究科 殿

学生番号

氏 名

大学院学則第 2 4 条第 1 項ただし書きによる在学期間特例の適用を申請いたします。

1. 申請理由

2. 取得済学位（修士以上）

3. 履修状況 本年度履修科目 () ()
() ()
() ()

4. 本学において提出予定の学位論文の概要

指導教員による所見

指導教員氏名

添付書類

- (1)履歴書（別紙様式）
- (2)大学又は大学院での成績証明書
- (3)学位取得証明書
- (4)既習得単位認定書